

本県の商工業者は、商品、サービスの提供等を通じて地域社会の絆を結び役割を担い、県民の豊かな暮らしを支えるとともに、固有の文化や伝統をはぐくみ、にぎわいと魅力にあふれた地域の創造に寄与してきた。

しかしながら、全国規模で展開される大型店等の郊外への立地と中心市街地や商店街の衰退が進み、これまで商工業者によって作り上げられてきた地域のにぎわいと魅力が失われかねない状況にある。

県民が郷土への誇りと愛着をはぐくみ、真の豊かさを実感しながら暮らしていくためには、県及び市町村の緊密な連携による支援の下、本店を県外に有する商工業者を含め、すべての商工業者が、商工団体等に加入し、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の資源を最大限に活用することによって事業機会の増大を図るとともに、商工団体等は、商工業者の積極的な参加を得て、にぎわいと魅力にあふれる地域の創造に自ら率先して取り組むことが求められている。

ここに、すべての商工業者及び商工団体等の積極的な取組及び協力の下に、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、商工業者及び商工団体等がそれぞれの地域において行っている経済活動及び地域貢献活動が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、すべての商工業者及び商工団体等のにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動への積極的な取組を促進し、相互に協力する気運を醸成することにより、豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「にぎわいと魅力あるまちづくり」とは、経済活動及び地域貢献活動を通じて地域社会を活性化し、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の魅力を増進させる取組をいう。

2 この条例において「商工業者」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）第15条に規定する商工会議所の会員たる資格を有する者及び商工会法（昭和35年法律第89号）第13条に規定する商工会の会員たる資格を有する者をいう。

3 この条例において「商工団体等」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 商工会議所
- (2) 商工会
- (3) 商店街振興組合等一定の地域において近接して小売商業、サービス業等を営む者によって構成される団体
- (4) 前各号に掲げる団体のほか、専ら地域社会の福祉の増進を図るため、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動を行うことを目的とする団体であって主として商工業者により構成されるもの

(商工業者の取組)

第3条 商工業者は、にぎわいと魅力あるまちづくりに積極的に取り組むものとする。

2 商工業者は、商工団体等に加入すること等により、商工団体等が行うにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 商工業者は、商工団体等がにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動を行うときは、応分の寄与をすることにより、当該活動に協力するよう努めるものとする。

(商工団体等の役割)

第4条 商工団体等は、市町村との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、にぎわいと魅力あるまちづくりに積極的に取り組むものとする。

2 商工団体等は、当該団体に加入している商工業者がにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動を行うときは、当該活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の協力)

第5条 県民は、商工業者及び商工団体等がそれぞれの地域において行っている経済活動及び地域貢献活動が地域社会の発展に果たす役割の重要性を理解し、これらの者が行うにぎわいと魅力あるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

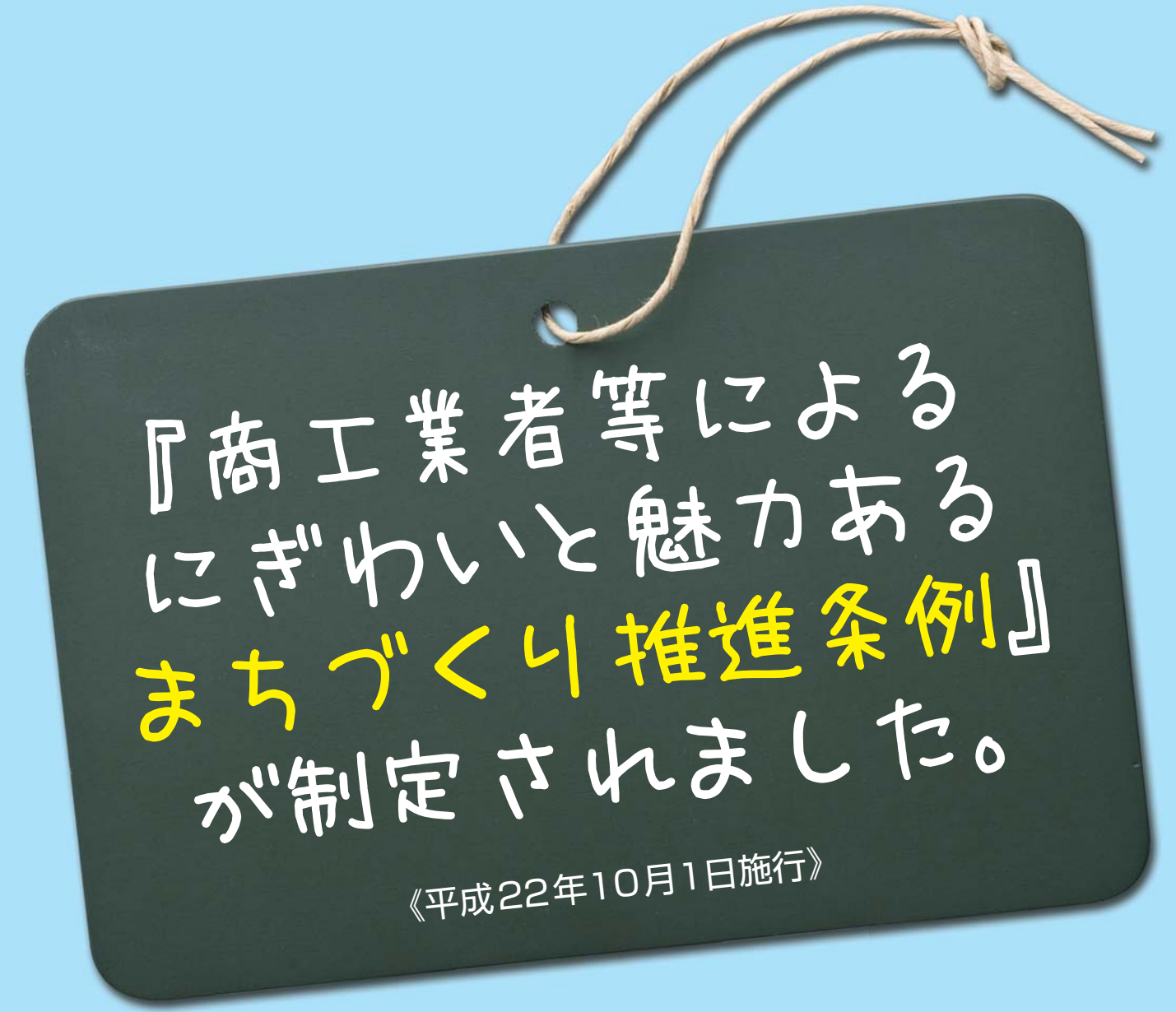
(県の責務)

第6条 県は、市町村と連携して、にぎわいと魅力あるまちづくりのために必要な施策を実施するとともに、商工業者及び商工団体等が行うにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

附則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

お問合せ先／富山県商工労働部商業まちづくり課
電話 076-444-3253



条例の内容

条例の目的

この条例は、商工業者・商工団体等に「にぎわいと魅力あるまちづくり」に積極的に取り組むことを求めるとともに、相互に協力する気運を醸成することにより、豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的としています。



商工業者の取組

商工業者には、経済活動や地域貢献活動を通じて、にぎわいと魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいただくとともに、相互に協力しあって、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動を行うことが求められます。

また、商工団体等への加入や、商工団体等が行う地域のにぎわいや魅力を増進させるためのイベントなどへの積極的な参加・協力が期待されます。



商工団体等の役割

商工団体等には、市町村との連携を図りながら、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりに率先して取り組むことが求められます。

また、団体に加入している商工業者が行う積極的な活動に対して必要な支援を行うことが期待されます。



現在の総曲輪通り商店街(富山市)



現在の御旅屋通り商店街(高岡市)

県民の協力

地域社会を活性化し、地域の魅力を増進させるためには、商工業者や商工団体等による積極的な取り組みだけでなく、地域に暮らす人々の存在が欠かせません。県民の理解と協力のもと、にぎわいと魅力あるまちづくりを商工業者、商工団体等と県民とが一体となって推進することが重要です。



県の責務

県は、市町村と連携して、地域社会を活性化し、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の魅力を増進させる施策を実施するとともに、商工業者及び商工団体等が行う活動に対して必要な支援を行います。



条例のポイント

かつて、県内各地の商店街には、その地域に暮らす人々が大勢行き交い、にぎわいにあふれ、地域のコミュニティが形成されていました。

しかし、近年では、全国規模で展開される大型店等の郊外への立地、郊外での住宅開発などの結果、中心市街地や商店街の衰退が進んでいます。

また、商工会議所、商工会の会員数は年々減少しており、商工業者や商工団体等が経済活動や地域貢献活動を通じて作り上げてきた地域のにぎわいと魅力が失われかねない状況にあります。

そこで、

- ①商工団体等は、商工業者の積極的な参加を得て「にぎわいと魅力あるまちづくり」に率先して取り組むこと
- ②本店を県外に有する商工業者を含め、地域で事業を営むすべての商工業者が商工団体等へ加入することを目的として、このまちづくり推進条例が制定されました。



昭和50年代の総曲輪通り商店街(富山市)



昭和50年代の御旅屋通り商店街(高岡市)



条例の用語の解説

Q 商工業者とはどのような方々のことですか？

A 商工会議所、商工会の会員資格を有する者をいい、具体的には、商工会議所、商工会の地区内において引き続き6箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者がこれにあたります。

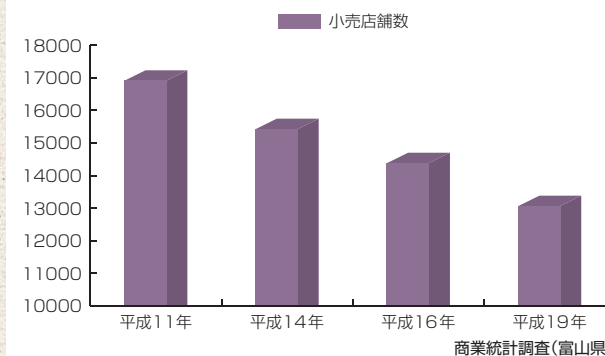
Q どのような団体を「商工団体等」と言うのですか？

A 商工会議所、商工会、商店街振興組合のほか、いわゆる商店会(商店街等一定の地域において近接して小売商業、サービス業等を営む者によって構成される団体)のほか、観光協会、青年会議所、NPO法人なども含まれます。

Q 「にぎわいと魅力あるまちづくり」とは、具体的にどんな取組みのことですか？

A 経済活動及び地域貢献活動を通じて地域社会を活性化する取組みをいいます。具体的には、商店街の賑わい創出のためのイベントへの参加・協力、祭礼等の伝統行事への参加、環境対策・環境美化の推進、歴史や文化など地域の特色を活かした街並みづくり等への協力などがあげられます。

小売店舗数の推移



商工会議所及び商工会会員数の推移

